

在この占用料を賦課徴収するといいたしますと二百万円近くなるとは存じますか、いすれにいたしましたしても当時の百十二万円、現在の二百万円の額は職員一人の
人件費で終わってしまうわけでございます。それから市長が発言しましたよう
に、建設途上の市ではたいへん電柱の移設等が多ございます。たとえば東
京電力に電柱の移設を頼んだような場合に、占用料を賦課徴収しております
と、向こうでは簡単にやってくれるわけでございますが、占用料を徴収した
となりますと、やはり東京電力は東京電力として原因者負担ということとを当然
考えるわけでございまして、どうしても電柱の移設等が円滑にいかなくなる
ということがございます。それから三番目といたしまして、職員の人件費を節約
するといいたしますと、結局監視とか見回りができなくなりますので、正直者が
ばかをみるということにもなりかねない。ということは負担の公平を欠くことにもな
るのではないかといたしたような建設委員会の雰囲気もあり、私どももそう考えま
して議案を取り下りさせていたしたのでございます。そのような状況でございま
すので、市長が申し上げましたようにまだ二年しかたっておりませんので、理事
者として徴収条例を議会に提案申し上げるという気持ちは現状としては持っ

ていないわけでございます。

教育委員会社会教育課長（小野光朗君）

図書館に関する御質問に対し

て市長の補足答弁をさせていただきます。

御指摘のとおり先ほど市長が説明しましたか、東京都の職員のプロジェクト
の図書館づくりの理想というふうなものがございます。その目標の中に人口十
万人未満の当市の規模の場合には中央館二千平方メートル前後が一館、三百五十

平方メートル前後の分館、地区館とっておりますけれども、それが二館とい
うのかいのではないかとということが出されております。そういうものを検討
いたしまして、市長が御答弁申し上げましたとおり、財政の範囲内において順

次、いすれ進められていくのではないかと考えております。加美地区に学習等
供用施設として五十年一度つくられますものにつきましては、いすれ御相談申し

上げまして、福生市の全体のコミュニティー施設といえますか、図書館もあり、
公民館もあり、児童館もあり、福祉関係もあり、老人のものもありますし、

さまざまなものがありますので、その中で先ほど御説明申し上げましたように
二館というと、熊川と加美あたりが一、二図書館としてよろしいわけでござ

でございます。そういうところでいすれ御相談申し上げ、御承諾いただけました場合には加美のほうの四小学区のほうが当然、学習等供用施設として、図書館の分館みたいなものを多し入れまして、そこにはおとな用のものも含めましておとなも子供も利用できるようなものをつくらせていきたいと思っております。現在牛浜にあります図書館の本館につきましては規模等も小さく、あれでは成人用の図書館といえないと思いますので、この辺は児童図書を中心に現在進めておりまして、このような状況になっております。今後につきましては牛浜に関しては中央図書館とも関係がありまして、中央図書館があの辺にできました場合には当然なくなるようになると思います。加、体育館の中の図書室につきましては、いすれ現在の利用状況等を調査し、またこれから社会教育関係のコミュニティ施設というものが非常にふえてくると思いますので、この辺の中でどのくらいの人員が配属できるか、福生の能力において、検討の段階において今後どういうふうにするか、市民体育館の中にあります分館を設けるかということも全体の中で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

市民課長(田村忠雄君)

自席から補足して御答弁を申し上げます。

住民サービスのうちの諸証明等の事務の連絡所の設置についてでございます。

が、大きい市には支所、出張所ごとに台帳が保管されておりますので、諸証

明あるいは届け出書等それぞれ全般につきまして、その場で受け付けをいたしまして交付できるようなシステムになっているわけでございます。それ以外に出先と申

しますか、市の施設の公民館あるいは文化センターあるいは団地の管理事務所等へ職員を二名程度派遣いたしまして扱っているところもございます。その場合

はやはり台帳が本庁にございますので、勢い証明の範囲も狭まってまいりまして、住民票あるいは戸籍謄抄本その他簡単なこと程度にとどまるわけでございます。

す。やはり朝受け付けをいたしまして、それを職員が取りにまいりまして、作成をして夕方持ってまいりまして、夕方交付するか、あるいは翌日交付という

ような形になっているわけでございます。なおそのほかに松山議員さんが申されました連絡所が一番簡便な方法だろうと思っておりますが、連絡所を設けてやっている市も四市か五市でございます。これはたばこ屋さんとか団地の管理事務所等でございまして、この場合におきましてもやはり台帳は市役所にございますの

で、極端に住民票と戸籍の謄抄本のみに限られているようにございます。やはり夕方かあるいは翌日交付というような形で行なっているようにございます。

なお支所の規模と申しますか、大体支所出張所を設けておりますところは、一支所につきまして約三万人程度を単位としているようにございます。なお車絡所の場合には一カ所一万五千人程度の範囲で設けているようにございます。ただ、連絡所を設けている市にお伺いしてみまして、取り扱ひの件数も非常に少ないようにございます。一カ所について一日一件ないし五件程度の取り扱ひ件数だそうでございます。

先ほど市長も申し上げましたが、加美平田地付近と熊川住宅付近で以前にはたはこ屋さんあるいは雑貨屋さん等にお伺いしたこともあるようにございます。しかしなかなか自分の商売の関係で市の仕事まではできないということと、色よい返事はもらえないわけでございますが、住民サービスのことでございますので、現在でもなるべく大せいの方が利用できるように場所、あるいは方法を選びまして検討しているわけでございます。

なお先ほど市長が申し上げました電送の関係でございますが、府中市へ

参りました伺ったわけでございますが、一セットにつき八百五十万円くらいの機械だ

そうでございます。電送を取り扱っているところはやはり支所があるところだけでございまして、その場合には支所出張所等の台帳は全部本庁管理になりまして、そこに電送で――模写電送と申しますか、それで送っているわけでございますが、これは非常に経費もかさむもので、なかなかできないことだろうと思ひます。やはり一番手とり早くできるのは連絡所の方法だろうと思ひますが、今後前向きに検討してまいりたいと存じます。

○庶務課長(生子国利君) 移動市民相談の件でございますが、最近広

報等によりまして移動相談内容というものが非常に浸透しているように考えられます。したがって一般市民も直接市のほうの毎日の市政相談においでになる方が多くなっております。それから日曜、祭日等あるいは夜間におきます措置としては現在公共電話を設置しておりますので、これらについては市民相談の一連としてかなり万全の措置がとられていると思ひます。ただいまの質問の市長の街頭へ出での相談ということになりますか、これらにつきましまして、いままでの相談が苦情相談という点が多ございまして、これらに

つては市長に直接私のほうから報告申し上げておりますが、ある程度要望事項というようなものがあるならば、街頭へ出ての相談ということが絶対的に必要ではないかと考えられます。したがって各種の相談を行なっておりますけれども、実際にその実行した結果が効率的であるかどうかということも十分検討させていただきまして、その後の措置として研究してみたいと考えております。

○二番(松山 清君)

自席から再質問させていただきます。

第一点目ですが、現状としては実施しないという考えのわけですが、道路占用料の問題で盛んに東京電力関係を強調されますが、助役は収入二百万円程度とおっしゃいましたが、この二百万円全部が東京電力では決まらないと思います。そういうことで大さっぱははじき出してはうけれども、武陽ガス関係ですともし四十八年度に一度提案しましたあの内容で現在条例をつけたとして徴収した場合にどのくらいになりますか。かなりふえているのではないかと思いますか。その辺をお聞きしたいと思います。移設費の問題を盛んにお取り上げになりますか。占用料と移設費の問題というのは当然別個の問題であります。いす

れにしても三多摩各市で行なっております。福生の職員だけそのような問題をとり扱う上においてレベルが低いということはないわけで、皆さんりっぱな職員ですからそういう点は十分消化できると思っています。かつて四十八年に提案したときには皆さん方は当然そういうものを万全に考えて提案されたのではないかと思ひます。なぜいまになって一昔前みたいなことを持ち出して提案しない理由にしているのか、全く私たちは理解に苦しむわけでございます。そういう点で武陽ガス関係をお聞きしたいと思ひます。

二点目の図書館の問題について、今後の方向として加美地区のものにつきましてはおとも子供も利用できるようなものにしていくということが担当のほうの考え方と思ひますが、盛んにいろいろ御相談を申し上げてということをおっしゃっているわけでございますか。いつごろこのようなプランができて、相談というような形で出されるのかどうかお聞きしたいと思ひます。全員協議会や可かで聞いているのではなく本会議の一般質問で聞いているわけでございますので、現在わかっている範囲でどの程度まで進んでいるのかお聞きしたい。

三番目の移動相談の件につきましては、福生は人口四万五千人足らずの小さ

な市でありますけれども、いろいろな地方自治体に対して住民の要望というのは非常に強く出されていると思います。相談の件でいえば、去年は二百件くらいきたそうでございますし、電話は一日六件くらいだといわれたが、そういうふうに住民の苦情を待っているのではなくて、これは福生の姿勢の違いというのはあると思います。すか、住民の中に入って直接声を聞くということは非常に大切だと思います。な、このようなことを申し上げますかという、住民から直接市長に要望を訴えたということが非常にあるわけです。市長自身、福生の行政をやっていく上でいろいろな問題があるためだと思いますが、非常に外に出かけることも多く忙しいからということでお会いすることもできないわけで、これは市長自身もお感じになっていることだと思えます。私たち住民に対してもそういうことを言うわけです。紹介を頼まれた場合にもなかなか市長にお会いすることもできない。つい先日もお約束をしていたが飛び込みの用件ができ、直接お会いすることができなかった。そういう点で私といたしましてはやはり住民の声を市長に直接聞いてもらいたいということで、こういうことを提案申し上げているわけです。十分その辺の御検討をお願いしたい。

それから連絡所の問題ですが、これにつきましても支所等があれば遠い地域というところは解決すると思っております。最近には勤労者に夫婦共働きをしている方が非常に増えております。そういう人たちのためにももちろん実際に委託する場合には受け入れてくれるかどうかということがあるわけですけれども、しかしこのような方式でやれば電送などというふうな一セット八百五十万円というふうな費用もかかるまいわいで、勤労者にとっては非常に喜ばれることではないかということ。私としては提案申し上げているわけで、その辺をひとつ積極的に取り組んでいただきたいと思います。この点で今後どのように進めていくかもう一度お伺いしたい。

○助役(篠崎俊夫君) 武陽がスの道路占用料をとった場合に、武陽がスからどのくらいの収入があるかということでございますが、四十八年に提案申し上げますときは、調定額が百二十三万円、九〇%の収入ということで百十二万円と計算したわけです。百二十三万円のうち八十万円が武陽がスから徴収できる金ということ。現在も収入が二百万円ということでありまして、半分が武陽がスから徴収できる金ということに相なります。

○教育委員会社会教育課長（小野光朗君）
上げます。

二番目の件について御回答申し

コミュニケーション施設全体の計画の中から図書館というものが浮き上がっておりますので、全体としての計画につきましては今月一ぱいごろまでに御相談するということのようかと進めていきまして、この地域にこういうものがふさわしいかどうかということも御相談申し上げたいと思います。なお具体的な建設その他のことにつきましては国の補助等の関係もございしますし、ちよつといま即答できませんが、でき得ましたら十月ごろにやれたらいいと思っております。

○市民課長（田村忠雄君） 連絡所の設置の関係でございしますが、やはり住民サービスということでございますので、できるだけ設置することを前提にいたしまして善処していきたいと思ひます。

○庶務課長（生子国利君） 市長が来て相談しろというふうなことでございしますが、これらについてはよく私のほうで検討いたしましたので、でき得れば、そういうことで市長が出た場合にとめて意見等が出されるような機会が与えていただければ、市政に対する不平不満が解決できるとそういうふうに考えて、十分検討してい

きます。

番（松山 清君）

自席から質問させていただきます。

三点目につきましては、今後そういうものを実現していく方向で関係者の皆さんの努力をお願いしたいと思います。これは要望しておきます。

二番目の図書館の問題につきましても、現在福生市の中で多くの市民に喜ばれているわけですが、おとなへのサービスという点で、要望や期待に対して十分こたえ得ること加できない現状も一面にはありますので、今後新しくつくっていく上で現状の欠陥をカバーするような方向でやっていただきたいということを強く要望しておきます。それから今月中ということなので、できるだけ早くそういう提案を出していただきたいと思います。

一番目の道路占用料のことにつきまして、こまかく聞いておるわけでございますが、武陽関係で百万円ということになるわけですね。たとえば武陽関係だけでも当然、条例があれば入ってくるわけで、これは東京電力などとも性格が違ふと思う。移設料をとられるとられるというけれども、これは払っていないところがたくさんあります。電柱なんかのときに、現に移設料を払っていない

い市も三多摩の中でたくさんあるわけです。これは決してつけない理由になつないと思う。移設料を払わなければならぬという点をはきりさせていたいただきたいと思う。占用料をとれば移設料を払うという考えは成り立たないわけです。現実にもそういうことをやっていないところがあるわけです。東京電力側の方針として福生からは移設料をもらい、ほかの市からはもらわないということはある得るはずはない。その点では私もたいぶ前にこの問題を質問したときにそういうことを調査しなさいということを書いてたわけでございます。そういうことは調査済みの上で四十八年三月の議会に上程されたとは私は思っておりますが、また同じことを言っているわけです。その点でこの問題につきましてはひとつ調査してもらいたいと思います。

それから武陽ガス関係の百万円ということですが、市民から見ますとおかしなことになるわけです。私申し上げにくいんですが、片方ではどんだんガスの値上げをし、これは経済情勢とかを例にとっており、また東京電力もやっておりますが、これによって市民が苦しめられております。そういうことがあると同時に、たぶん市長の名前でやっているわけではないでしょうが、石川常太

郎の名前で、個人名だと思えますけれども、武陽ガス会社の常務取締役か何かになっておられると思えます。そういう点から見まして個人の名前になつておられるわけですが、最大の道路占用料を納めなければならぬ武陽ガスの役員となっているわけですから、市民から見ますならば、このみずから役員となっている会社に対して条例をつくらないために年間百万円近い便宜といえますか、そういうことはかっているのではないかと、そうしりは免れないと思えます。これは確かに関係ない問題であるかもしれませんが、そういうふうに見えるわけで、市長としてそういう批判なりそしりを受けてもいいのかどうかお聞きしたい。

○助役(篠崎俊夫君) 法律的には松山議員さんのおっしゃるとおりでございます。市として、市の公共の必要性で電柱あるいは武陽ガスのガス管等に移設する場合には会社側で経費を負担して移設するというのが法律のたてまえてございます。しかし東京電力等におきましてはやはり会社は会社の立場がございまして、原因者負担ということを強く打ち出しているわけでございます。これは東京都に対して盛んに運動しているようでございます。そういったことで、なかなか法律的には会社の負担と申しましては会社の方では出したがらないという事情が

ございまして、どうしても工事がおくれがちでございます。そういった点で事業の遂行に円滑を欠くおそれがあるということなどから、当時四十八年に御提案申し上げましたときは、建設委員会でもまだ早いのではないかというような御判断の方が多かったのでございます。

○市長(石川常太郎君) 自席からお許しをいただきます。

私は公私の別ははっきりするつもりでございます。決してガス会社のためにこの条例をつくらないということではございませんで、福生市の発展のためにまだ早いと思つてゐるわけでございます。また東口の区画整理もこれから始まりま

す。私といたしましたのでは、大体ある程度区画整理も整理がつきましてから条例を制定したほうが市のためによろしいと考えておりますので、御了解賜わりたいと思ひます。

○二番(松山 青君) 再質問させていただきます。助役もおっしゃいましたように、移設料の問題と占用料の問題は別なことだというのは当然のことです。これを理由にするほうがおかしいわけです。市の姿勢としては、はっきり持つてもういたいのには、このような法律ではっきり別のもの

になつてゐるものに対して、東京電力がたとえば占用料をとられたというような腹いせに電柱の移設をおくらせるということはあるてはならないわけです。こういうよ

うな大企業の横暴に対して地方自治体として絶対に許さないというような立場で臨まなければ、これらの問題は絶対に解決しない。やってくるだろうというような想定のもとで考えておられるから何もできない。やはりそういう企業に対して法律をちゃんと守らせるということが一番筋が通つてゐることだと思ふ。市がそういうことをやるとすれば、たれだつてこれは市の姿勢を至上ということとは当然のことだと思ふ。このような企業、特に大企業に対して、ぐずぐずした姿勢をとつてゐるということが、これをつくつていくことのできない最大の理由だと思ふ。今後このような問題一つ一つについてもほんとうに地方自治体が住民を守るとい

う一方、大企業の横暴を絶対に許さないという立場で行政を進めていくということが何よりも一番大切なことだと思ふ。その点を強く私としては要望しておきます。

それから市長は武陽ガスとの関係で、いわば市の発展のためだとおっしゃいましたが、市民から見ればそういうことは納得できないわけです。同じ人間がやつて

いるわけです。もちろんそういう関係があつたとは申しませんが、現実には役員の一員として入っていると、この条例によつて最大のお金を出さなければならぬ会社の役員をやっているということでは、市民から見ましていろいろ疑惑を持つのは当然であります。その点をここで私もう一度申し述べて私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君)

ただいまから十一時五分まで休憩いたします。

午前十時五十三分

休憩

午前十一時五分

開議

○議長(貫井喜代次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に一番原 敏子君。

(一番原 敏子君登壇)

○二番(原 敏子君)

私の一般質問をさせていただきます。

私は三項目にわたつて質問したいと思ひます。
まず第一項目、保育園についてです。

福生市内には無認可保育園あるいは保育所と呼ばれる施設が数カ所ございます。この無認可保育園に預けられている子供のほとんどが乳児であります。その理由としては認可された保育園での乳児保育の定員が少ないということ、産休明けからの保育を実施している認可された保育園がないということに大きな原因がございます。多くの保護者はなかなか保育料の高い、しかも人的にも施設設備においても児童福祉の上からも多くの弱点を含んでいる無認可保育所に預けざるを得ないというのが今日の現状であります。現在二カ所の無認可保育園児一人につき東京都が一万円、福生市が二万円の補助金が支給されていますが、無認可保育園の保育料はとも父母の負担が大きく、認可された保育園の乳児の保育料の約二倍となっています。私はこの現状は地方自治体の保育行政が不十分だということにあると考え、次のことを市長にお尋ねいたします。現在の園児一人当たり月額二千円の補助金を増額する考えがあるかどうか。それからいまだ補助金を出していない施設に対し補助金を支給する考えがあるかどうか。無認可保育所につきましては以上の二点につき明解な答弁をお願いしたいと思います。